



# 鳥取県公報

平成 25 年 4 月 26 日 (金)  
第 8 4 9 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (381) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (382) (〃) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (383) (〃) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (384) (〃) . . . . . 2
	国土調査の成果の認証 (385) (農地・水保全課) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (386) (東部農林事務所) . . . . . 3
	土地改良区連合の役員の就退任 (387) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (388) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定居宅介護支援事業者の指定 (389) (〃) . . . . . 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (390) (〃) . . . . . 6
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (391) (〃) . . . . . 6
	障害者自立支援法による指定一般相談支援事業の廃止の届出 (392) (〃) . . . . . 7
◇ 公 告	警備業法による検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) . . . . . 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) . . . . . 10
	落札者の決定 (2 件) (集中業務課) . . . . . 10
	落札者の決定 (教育委員会特別支援教育課) . . . . . 11

# 告 示

## 鳥取県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月26日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社原商	株式会社原商鳥取 事業所	鳥取市千代水三丁目 36	平成25年4月17日	福祉用具貸与、特定福祉用具 販売

## 鳥取県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月26日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社原商	株式会社原商鳥取 事業所	鳥取市千代水三丁目 36	平成25年4月17日	介護予防福祉用具貸与、特定 介護予防福祉用具販売

## 鳥取県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月26日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社みずき	デイサービスみ んなの家	鳥取市湖山町南二 丁目773	平成25年4月 15日	平成25年4月 21日	通所介護

## 鳥取県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告

示する。

平成25年 4 月26日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社みずき	デイサービスみんなの家	鳥取市湖山町南二丁目773	平成25年 4 月15日	平成25年 4 月21日	介護予防通所介護

### 鳥取県告示第385号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 4 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成23年度及び平成24年度	米子市（淀江町稲吉の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	平成25年 4 月26日
〃	〃	米子市（富益町の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	〃
西伯郡大山町	〃	大山町（御崎、下甲、田中及び赤坂の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町御崎、下甲、田中及び赤坂の各一部	〃
西伯郡南部町	平成21年度から平成23年度まで	南部町（大木屋の一部）の地籍図及び地籍簿	南部町大木屋の一部	〃
〃	〃	南部町（八金の一部）の地籍図及び地籍簿	南部町八金の一部	〃
〃	〃	南部町（天萬の一部）の地籍図及び地籍簿	南部町天萬の一部	〃
西伯郡伯耆町	平成11年度から平成24年度まで	伯耆町（番原の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町番原の一部	〃
〃	平成12年度から平成24年度まで	伯耆町（番原、久古、口別所及び清原の各一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町番原、久古、口別所及び清原の各一部	〃
〃	平成13年度から平成24年度まで	伯耆町（番原、久古、口別所、清原及び岸本の各一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町番原、久古、口別所、清原及び岸本の各一部	〃

### 鳥取県告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退

任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月26日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事	西 村 昇	鳥取市倭文241-5
〃	岡 島 正 美	鳥取市河原町布袋311-1
〃	小 林 俊 美	鳥取市古海100
〃	岸 本 義 登	鳥取市朝月54
〃	中 島 建	鳥取市南隈65
〃	星 見 強 司	鳥取市湖山町南一丁目880
〃	清 水 為一郎	鳥取市賀露町南四丁目16-32
〃	横 山 文 宏	鳥取市向国安206
〃	坂 本 勲	鳥取市円通寺900
〃	中 嶋 一 夫	鳥取市菖蒲287
〃	上 田 寿 一	鳥取市下味野155-4
〃	中 嶋 義 晴	鳥取市布勢411
〃	山 田 義 光	鳥取市田島557
監 事	福 田 実 弘	鳥取市上味野30
〃	上 根 順 二	鳥取市賀露町南六丁目2-11
〃	西 垣 正 治	鳥取市服部306
〃	米 澤 氣 農	鳥取市徳吉146

平成25年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	中 嶋 一 夫	鳥取市菖蒲287
〃	岡 島 正 美	鳥取市河原町布袋311-1
〃	清 水 為一郎	鳥取市賀露町南四丁目16-32
〃	中 嶋 義 晴	鳥取市布勢411
〃	本 庄 米 治	鳥取市湖山町北六丁目304
〃	山 田 義 光	鳥取市田島557
〃	中 島 建	鳥取市南隈65
〃	池 澤 昭 雄	鳥取市下味野313
〃	竹 森 貞 美	鳥取市竹生145
〃	建 部 憲 二	鳥取市長谷190-1
〃	坂 本 勲	鳥取市円通寺900
監 事	西 垣 正 治	鳥取市服部306
〃	藤 原 武 夫	鳥取市河原町長瀬214
〃	田 中 政 春	鳥取市下味野179-1
〃	中 瀬 和 広	鳥取市湖山町南一丁目169

平成25年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第387号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成25年4月26日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃	松 本 昭 夫	東伯郡北栄町江北671
〃	山 下 一 郎	東伯郡琴浦町大字森藤128
〃	豊 田 峯 夫	東伯郡北栄町妻波1173-2
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
〃	井 本 和 夫	東伯郡琴浦町大字逢東203
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
〃	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
監 事	中 西 喜久雄	東伯郡琴浦町大字田越322-1
〃	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12-1

平成25年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃	松 本 昭 夫	東伯郡北栄町江北671
〃	山 下 一 郎	東伯郡琴浦町大字森藤128
〃	豊 田 峯 夫	東伯郡北栄町妻波1173-2
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
〃	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
〃	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12-1
〃	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢東575

平成25年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第388号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 4 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ラポール・ケア米子	いきいきヘルパーステーション上後藤	米子市上後藤四丁目16-1	平成25年4月20日	訪問介護

**鳥取県告示第389号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 4 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子	いきいき居宅介護支援事業所上後藤	米子市上後藤四丁目16-1	平成25年4月20日

**鳥取県告示第390号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 4 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ラポール・ケア米子	いきいきヘルパーステーション上後藤	米子市上後藤四丁目16-1	平成25年4月20日	介護予防訪問介護

**鳥取県告示第391号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年 4 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日

一般社団法人 ぽかぽか	米子市上福原七 丁目 6-2	ふわり	米子市上福原七丁目 6-2	短期入所	平成25年 4 月 15日
----------------	-------------------	-----	------------------	------	------------------

**鳥取県告示第392号**

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から指定一般相談支援の事業を廃止する旨の届出があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

平成25年 4 月 26 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	主たる事務所 の所在地	指定に係る一般相談支 援事業を行う事業所の 名称	指定に係る一般相 談支援事業を行う 事業所の所在地	地域相談支援の 種類	廃止年月日
特定非営利活 動法人いんく るサポート	西伯郡伯耆 町福岡2100 - 1	障がい者支援センター いんくる	西伯郡伯耆町福岡 2100- 1	地域移行支援、 地域定着支援	平成25年 2 月 7 日
ケアサービス 米子	米子市両三 柳267	ケアサービス米子相談 支援事業所	米子市両三柳267	〃	平成25年 3 月 31 日

**公 告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年 4 月 26 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成25年 8 月 5 日（月）午前 9 時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成25年10月 2 日（水）午前 9 時30分から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 車両等の誘導に関すること。
  - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
  - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
  - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
  - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
- (1) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
- 平成25年 6 月 17 日（月）から同月 21 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
  - (4) 交通誘導警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるものであることを疎明する書面
  - (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
  - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。



警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成25年 4 月26日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成25年 8 月 5 日（月）午前 9 時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成25年10月 3 日（木）午前 9 時30分から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成24年 6 月17日（月）から同月21日（金）までの日の午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

## 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 平成25年度税務事務総合電算処理システム運用業務委託 一式   |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成25年3月25日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50  |
| 5 契約金額             | 80,336,235円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課<br>鳥取市東町一丁目220  |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量    | 東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）の賃貸借及び保守業務 8台     |
| 2 契約方式        | 一般競争入札                                |
| 3 落札日         | 平成25年3月22日                            |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社エコービジネス<br>鳥取市田島721               |
| 5 落札金額        | 複写に係る片面1枚当たりの保守料の単価 黒 0.60円 カラー 4.60円 |

- 6 入 札 公 告 日 平成25年 2 月 1 日  
7 落 札 方 式 最低価格落札方式  
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務 16  
台  
2 契 約 方 式 一般競争入札  
3 落 札 日 平成25年 3 月22日  
4 落札者の名称及び所在地 株式会社愛進堂  
鳥取市商栄町221-1  
5 落 札 金 額 複合機 1 台当たりの月間賃借料 3,000円  
複写に係る片面 1 枚当たりの保守料の単価 黒 0.60円 カラー 4.19円  
6 入 札 公 告 日 平成25年 2 月 1 日  
7 落 札 方 式 最低価格落札方式  
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年 4 月26日

鳥取県立鳥取養護学校長 野 坂 尚 史

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県立鳥取養護学校スクールバス運行・管理業務 3,654便  
2 契 約 方 式 一般競争入札  
3 落 札 日 平成25年 2 月26日  
4 落札者の名称及び所在地 有限会社ジャパン観光  
鳥取市青葉町三丁目205  
5 落 札 金 額 44,122,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
6 入 札 公 告 日 平成25年 1 月15日  
7 落 札 方 法 最低価格落札方式  
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立鳥取養護学校  
及び所在地 鳥取市江津260